

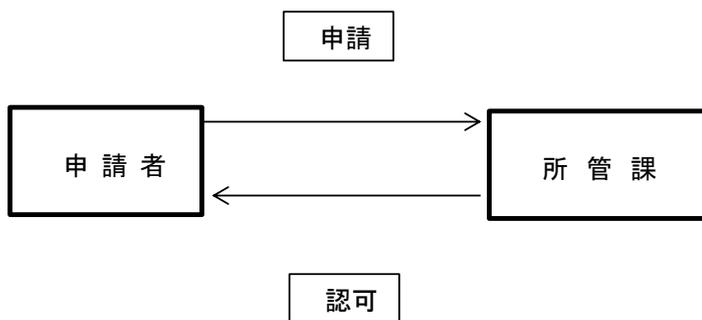
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 20

処 分 名	保護施設の休止又は廃止認可	
処 分 の 概 要	保護施設の休止又は廃止を認可する。	
根 拠 法 令 名	生活保護法(昭和25年法律第144号)	
条 項	第42条	
所 管 課	指導監査課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標 準 処 理 期 間	計	未設定
判 断 基 準	生活保護法第42条を基準とする。	
<p>【根拠法令等】 生活保護法</p> <p>第42条 社会福祉法人又は日本赤十字社は、保護施設を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由、現に入所中の被保護者に対する措置及び財産の処分方法を明らかにし、かつ、第七十条、第七十二条又は第七十四条の規定により交付を受けた交付金又は補助金に残余額があるときは、これを返還して、休止又は廃止の時期について都道府県知事の認可を受けなければならない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。